

選 考 の 基 準

次の事項を選考の基準とし、総合的に審査します。

- デザイン性に優れていること
- まちなみや周辺の景観と調和がとれていること
- 安全で快適な建築空間を創出していること
- 環境負荷の低減に配慮していること
- 防災への配慮がなされていること
- 施工上優れていること
- その他、独自の取組や提案がなされていること

※建築基準法等の諸法令に適合しており、かつ近隣等との紛争が生じていないこと等も含む。

第30回千葉県建築文化賞検討会議

【敬称略 委員は五十音順】

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| 委員 長 北原 理雄：千葉大学名誉教授 | 委 員 岡部 明子：東京大学大学院教授 |
| 副委員長 岩村 和夫：東京都市大学名誉教授 | 委 員 加藤 未佳：日本大学教授 |
| | 委 員 竹江 文章：一般社団法人千葉県建築士会名誉会長 |
| | 委 員 藤本 香：建築士、千葉大学特任教授 |

千葉県建築文化賞の実績(応募総数・受賞作品数)一覧

回数	年度	応募総数	建 築 文 化 賞			合計	建築文化奨励賞
			部 門				
1～19回計 (H6～H24)		1,600	景観上優れた建築物の部	46	96	58	
			ユニバーサルデザインに配慮した建築物の部	26			
			環境に配慮した建築物の部	24			
20	H25	68	一般建築物の部	4	6	2	
			住宅の部	2			
1～20回計		1,668				102	60

回数	年度	応募総数	部門別内訳	部 門	建 築 文 化 賞			
					最優秀賞	優秀賞	入賞	合計
21	H26	52	32	一般建築物の部	1	2	3	6
			20	住宅の部	0	1	2	3
22	H27	54	33	一般建築物の部	1	3	2	6
			21	住宅の部	1	1	0	2
23	H28	98	52	一般建築物の部	0	3	2	5
			46	住宅の部	0	3	1	4
24	H29	81	56	一般建築物の部	1	3	2	6
			25	住宅の部	0	2	1	3
25	H30	75	37	一般建築物の部	0	2	3	5
			38	住宅の部	1	2	1	4
26	R1	67	37	一般建築物の部	1	2	3	6
			30	住宅の部	1	1	1	3
27	R2	59	45	一般建築物の部	1	5	2	8
			14	住宅の部	0	0	1	1
28	R3	53	27	一般建築物の部	1	2	1	4
			26	住宅の部	1	2	1	4
29	R4	50	25	一般建築物の部	1	1	3	5
			25	住宅の部	1	2	1	4
30	R5	68	40	一般建築物の部	1	2	4	7
			28	住宅の部	0	2	0	2
合計		657			13	41	34	88

※1 千葉県建築文化賞は、「景観上優れた建築物の部」及び「高齢者・障害者等に配慮した建築物の部」の2部門への表彰制度として平成6年度に創設。
 ※2 第3回(平成8年度)に「建築文化奨励賞」を新設。
 ※3 第5回(平成10年度)に「環境に配慮した建築物の部」部門を新設。
 ※4 第12回(平成17年度)に「高齢者・障害者等に配慮した建築物の部」から「ユニバーサルデザインに配慮した建築物の部」へと部門の名称を改称。
 ※5 第20回(平成25年度)に「景観上優れた建築物の部」、「ユニバーサルデザインに配慮した建築物の部」及び「環境に配慮した建築物の部」の3部門から「一般建築物の部」及び「住宅の部」の2部門へと部門を再編。
 ※6 第21回(平成26年度)より「建築文化賞」及び「建築文化奨励賞」から「最優秀賞」、「優秀賞」及び「入賞」へと賞の区分を再編。

第30回千葉県建築文化賞に御応募いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。
 応募総数68点の中から最優秀賞1点、優秀賞4点及び入賞4点の、合わせて9点が
 選定されましたが、応募作品はどれも優れた特徴をもった質の高い作品でした。
 作品に携わられた皆様に敬意を表し、今後ますますの御活躍を期待しております。

(千葉県建築文化賞検討会議事務局)

